

岩手県告示第950号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

平成30年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生の年月日
ゆうあいの街クリニック	盛岡市北飯岡一丁目2番25号	平成30年11月1日